

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月2日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第12号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第13条 略	(特別休暇) 第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。
(1)～(11) 略	(1)～(11) 略
(12) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。以下同じ。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子の介助（疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話をいう。以下同じ。）を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一年において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日（うち5日は、子の看護又は介助を行うため使用する場合に限る。））を限度とする。	(12) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。以下同じ。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子の介助（疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話をいう。以下同じ。）を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一年において5日（ <u>任命権者が定める子が2人以上の場合にあっては、10日（うち5日は、当該子の看護又は介助を行うために使用する場合に限る。）</u> ）を限度とする。
(12)の2～(15) 略	(12)の2～(15) 略
(16) 風害、水害、地震、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 <u>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合</u> <u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u>	(16) 風害、水害、地震、火災その他天災地変により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
(17) 略	(17) 略
(18) 風害、水害、地震、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合 その都度必要と認める時間	(18) 風害、水害、地震、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合 その都度必要と認める時間
(19)～(22) 略	(19)～(22) 略

2～4 略

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第15条 条例第16条の教育委員会規則で定める特別休暇は、第13条第1項第7号及び第8号に掲げる場合の特別休暇とする。

第16条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。）の請求について、条例第13条に定める場合又は第13条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。

2～4 略

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第15条 条例第16条の教育委員会規則で定める特別休暇は、第13条第7号及び第8号に掲げる場合の特別休暇とする。

第16条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。）の請求について、条例第13条に定める場合又は第13条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。